● 農家負担金軽減支援対策

地元負担金の軽減のために活用してください。

ほ場整備以外の事業も対象です！

■水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

平成６年度以降採択された土地改良事業等で，担い手への農用地の利用集積率の増加が見込まれる地区に対し，対象事業に係る地元負担金の５/６の無利子融資が可能です。

【認定期間】
現行　平成19年度から平成27年度
拡充　平成19年度**から平成32年度**

ほ場整備だけではありません！
ため池整備事業や**かんがい排水事業**など，土地改良法に基づき国の補助を受ける（受けた）事業であれば，**対象となります！**

無利子融資のイメージ

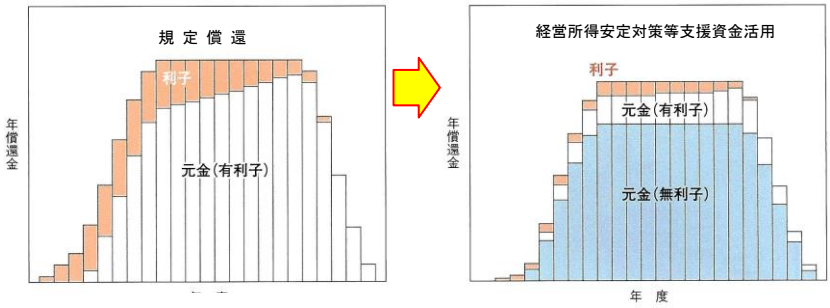

○採択要件

（現　行）

1．担い手農地利用集積率

事業採択時	目　標
20%未満	30%以上
20～50%未満	10ポイント以上増加
50～55%未満	60%以上
55～90%未満	5ポイント以上増加
90～95%未満	95%以上
95%以上	シェア引き上げ

⇒

（拡　充）

1．担い手農地利用集積率

事業採択時	目　標
40%未満	50%以上
40～50%未満	10ポイント以上増加
50～55%未満	60%以上
55～90%未満	5ポイント以上増加
90～95%未満	95%以上
95%以上	シェア引き上げ
100%	100%を維持

2．担い手要件
認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者

⇒

2．担い手要件
認定農業者、集落営農組織、認定新規就農者、
人・農地プランの中心経営体

災害発生時に負担金の助成制度があります！

■災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

現在，土地改良事業等の負担金の償還を行っている地区において，災害復旧事業の適用を受けた場合，被災年度の土地改良事業等の負担金の償還利子相当分が助成されます。

【実施期間】
現行　平成19年度から平成27年度
拡充　平成19年度**から平成32年度**

助成対象のイメージ

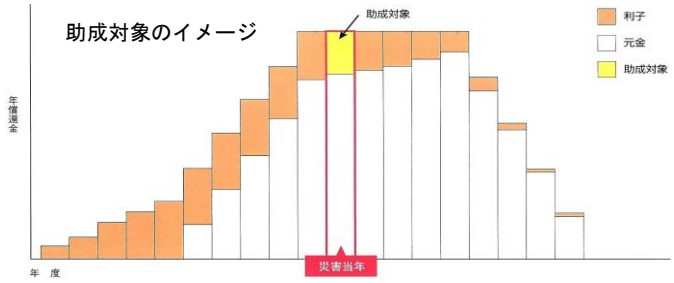

■経営安定対策基盤整備緊急支援事業
認定期間は，平成27年度までで終了しました。

水土里ネット
担当窓口：地域支援課
電　話：０８２－５０２－７４７６